

## 和歌山県新型コロナウイルスワクチン個別接種協力金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルスワクチンの個別接種に協力する医療機関への支援を目的に、ワクチン接種の体制強化等により一定回数以上の接種を行う医療機関に対し予算の範囲内で協力金を交付するものとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

(交付対象事業)

第2 協力金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、医療機関が実施する新型コロナウイルスワクチンの個別接種のうち次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 別表に定める事業種別（以下「対象事業種別」という。）毎に、同表に定める交付要件を満たすこと。

(2) 「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」（令和3年1月18日付け健健発 0118 第2号厚生労働省健康局健康課長通知別添。その後の改訂を含む。）を遵守して実施されていること。

(3) ワクチン接種記録システム（VRS：Vaccination Record System）の入力等により接種実績の報告が市町村に適切に行われていること。

2 前項の規定に拘らず、請求者（法人にあっては、その役員を含む。）が和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等若しくは同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者に該当する場合、又は禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者若しくはその刑の執行を受けることなくなるまでの者に該当する場合は、協力金の交付の対象外とする。

(基準単価及び交付額)

第3 協力金の基準単価及び交付額は、対象事業種別毎に別表に定めるとおりとする。

(交付の請求)

第4 請求者は、次の各号に掲げる書類（以下「請求書類」という。）を、知事が別に定める日までに、知事に対し提出するものとする。

(1) 和歌山県新型コロナウイルスワクチン個別接種協力金交付請求書（別記第1号様式）

(2) 和歌山県新型コロナウイルスワクチン個別接種協力金実績報告書（別記第2号様式）

(3) その他参考となる書類

2 知事は、請求者から請求書類の提出を受けた場合、これを検査し、相当と認めたときは協力金を支払う。

(遵守事項)

第5 請求者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 知事の求めがあるときは、診療録（予診票の写しを含む。）、勤務表、その他対象事業の適正な実施を客観的に証明できる資料を速やかに提出すること。

(2) 対象事業に係る書類（前号に定める書類を含む。）を事業終了の翌年度から起算して5年間保管すること。

(協力金の返還)

第6 知事は、請求者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付した協力金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 請求者がこの要綱の規定に違反したとき。

(2) 請求書類に虚偽があることが判明したとき。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、協力金の交付等に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行し、令和3年5月9日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年12月17日から施行し、令和3年12月5日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月12日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表（第2及び第3関係）

区分（※1）	事業種別	事業者の種別	交付要件（※2）	算定期間	基準単価	交付額（※3）
1	接種回数の底上げ	診療所	週100回以上の接種を右記のそれぞれの算定期間内に4週間以上行った場合	①令和3年5月9日から令和3年7月31日まで ②令和3年8月1日から令和3年10月2日まで ③令和3年10月3日から令和3年12月4日まで ④令和3年12月5日から令和4年2月5日まで ⑤令和4年2月6日から令和4年3月31日まで ⑥令和4年4月1日から令和4年6月4日まで ⑦令和4年6月5日から令和4年8月6日まで	2,000円/回	週100回以上の接種をした週における接種回数に基準単価を乗じて得た額
2			週150回以上の接種を右記のそれぞれの算定期間内に4週間以上行った場合		3,000円/回	週150回以上の接種をした週における接種回数に基準単価を乗じて得た額
3	接種施設数の増加	病院 診療所	算定期間内に50回以上/日の接種を行った場合		100,000円/日	1日50回以上の接種をした日数に基準単価を乗じて得た額
4	接種体制の強化	病院	特別な接種体制を確保した場合（通常診療とは別に、接種のための特別な人身体制を確保した場合であって、休日、休診日、時間外、平日診療時間内の別を問わない。）であって、50回以上/日の接種を週1日以上達成する週が、右記のそれぞれの算定期間内で4週間以上ある場合		医師：1人1時間当たり 7,550円 看護師等：1人1時間当たり2,760円	50回以上/日の接種を行った日に医師・看護師等（但し、特別な体制として配置された者に限る。）が新型コロナウイルスワクチン接種業務に専従した時間に基準単価を乗じて得た額

（※1）診療所について同一の日に区分1～3の重複算定は不可。

（※2）ア．予診のみの回数は含まない。

イ．1週間の考え方は日曜日～土曜日で算定。

ウ．1日の考え方は0時～24時までとし、仮に24時を跨いで連続した接種を行った場合は、24時以前の日付けの分として計算。

（※3）交付額は、各算定期間毎に算定。